

令和2年度第1回鎌ヶ谷市環境審議会 会議録（書面会議）

審議期間	令和2年4月9日（木）～令和2年4月27日（月）
審議委員	木下勇会長、長谷川雅美副会長、時田將委員、菊池修次委員、小高魁委員、野田正治委員、九谷林太郎委員、長谷川理委員
事務局	市村市民生活部副参事（事）環境課長、 米井課長補佐（事）環境保全係長、畠山副主幹（事）環境計画係長、 塩澤主査、滝口主査、佐々木主事
審議会資料	①「一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）環境影響評価準備書について」 ②「一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）環境影響評価準備書の説明概要」 ③「北千葉道路 環境影響評価準備書に関する市の庁内意見」 ④「一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）環境影響評価準備書に係る意見の概要及び都市計画決定権者の見解」

議事内容

1 開会

一般国道464号北千葉道路に係る環境アセスメント手続きによる環境影響評価準備書について、千葉県知事より沿線各市の市長に対し意見を求められたことから、鎌ヶ谷市としての意見をまとめるため、本審議会を開催した。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発出されたことにより書面会議とした。

2 会議録署名人の選任

会議録署名人は、小高魁委員、野田正治委員を選任した。

3 議事

議題 一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）環境影響評価準備書に係る意見について

書面会議は、別添会議資料「一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）環境影響評価準備書について」の3. 環境影響評価の結果（P12～P40）を中心に、各委員から2度に渡り意見を聴取し、取りまとめた事務局案に対し、会長一任（委員全員同意）により市長への答申とした。

書面会議による審議会のスケジュール

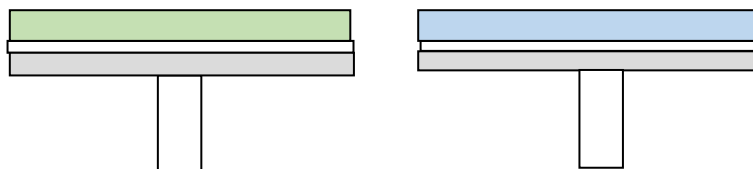
	事務局	審議会委員
4月9日	①審議会委員へ意見を依頼	
4月14日		②環境課へ意見を提出(1回目)
4月17日	③事務局案を会長あて送付	
4月21日		④環境課へ意見を提出(2回目)
4月24日	⑤会長承認、会長名で市へ回答	
4月28日	⑥市の意見として意思決定	
5月1日	⑦千葉県へ回答	

審議会委員からの意見は以下のとおり

1回目提出分

- ・ 景観評価は、本来シークエンス、見る位置の動きで見る必要があり、CGで予測できればいいが、写真10-12. 1-1 (6) 新鎌谷ふれあい公園からの景観の影響は大きいように思われる。

構造物は、一体にグレーではなく暖色系の淡いグレーまたは緑か青のスリットでトーンを少し変化して水平ラインを強調で良いのではないかと思います。



(上段の防護柵はメッシュ等存在感が薄いイメージで描いています)

- ・ 環境影響評価では、環境への影響を及ぼす箇所調査、予測、評価までを完全実施願いたい。
- ・ 環境保全措置を実施することにより、環境負荷の回避、低減に努めている。事業者の実行可能な範囲で、できる限り回避又は軽減されていることは評価します。
- ・ 生態系については、環境への変化が生じる可能性があるため、事後調査を必ず実施してもらいたい。
- ・ 基本的には意見はない。

私には、まだまだ見通せない。わからないことが多分にあると思うが、公的目的のためには、私見の制限はある程度止むなしと考える。環境保護に留意しつつも、公的利益の大きい道路の早期開通に期待する。

- ・ 環境影響評価準備書に関して特段意見はないが、市の意見に関しては「市制公園と栗野地区公園の間を通る道路構造物」について言及すべきと考える。

- ・ 市制公園と栗野地区公園の連結
二つの大きな特徴のある緑地を連結することによって、市民の憩いの場とすることができる。それには、道路を横断せずにできるように整備すべきである。また、2つの公園のランドスケープデザインを行って提案する必要がある。
二つの緑地を連結し、北千葉道路下に地下連絡通路を設ける。
- ・ 既存船橋一取手線と北千葉道路の交差点に何らかの横断道を設ける。
栗野地区と新鎌ヶ谷の連絡道路が失われ、歩行者や自転車を利用する住民の利便性が低下するため、北千葉道路に何らかの横断歩道（北千葉道路上ではなくエレベーター等を利用した横断歩道とする）を設ける。
- ・ 鎌ヶ谷市内の都市計画道路の着工推進
北千葉道路の開通以前にそれと直交する都市計画道路（3・4・6号線、3・4・10号線、3・3・16号線、3・3・9号線など）の完成を目指す必要がある。北千葉道路が完成すると周辺地区から車両が集中して、歩道のない箇所では接触事故が多発するため。
- ・ 騒音について
今でも大型ダンプが通ると騒音と振動が大きい。工事が（始まると更に）多くなる。
- ・ 日照について
日当たりもそうだが、高架になると風向きが変わり、風害が生ずることが懸念される。近隣の畑にも多大な影響が出る恐れがある。
- ・ 生態系
鎌ヶ谷には、まだ貴重な動植物が多く生息しており、人間の勝手に変えないでほしい。新鎌ヶ谷でもタヌキやキジが生息している。
- ・ 廃棄物
現状でも道路の車からゴミ（レジ袋）を捨てる方がいる。
- ・ 自然環境保全のために経路の縮小、地下式に変更願いたい。
- ・ 日本の原風景「梨畑、緑地」（具体的には、新京成くぬぎ山車両基地付近）などを未来に残して欲しい。工事の再検討を強く望む。

各審議会委員から出された意見を基に、取りまとめた別添事務局案を各委員あてに送付し、それに対する審議会委員からの意見は以下のとおり。

2回目提出分

- ・ 意見なし（他5名）
- ・ 意見（の記載）がバラバラなので、もう少しまとめた方がよい。

委員から提出された意見の内、調整により一部盛り込まなかった意見は以下のとおり。

- ・ 市制記念公園と栗野地区公園の連結について
調整結果：元々独立している公園のため、連結するような計画はない。北千葉道路の詳細設計が決まっていないことから、対処的な要望に頼ることになるが、環境審議会の意見としては馴染まないと判断した。
- ・ 既存船橋一取手線と北千葉道路の交差点に横断道を設ける
調整結果：本件は鎌ヶ谷市の都市計画の中で解決する問題であり、環境影響評価に対する意見としては合わないと判断した。
- ・ 鎌ヶ谷市内の都市計画道路の着工推進について
調整結果：本件は鎌ヶ谷市の都市計画の中で解決する問題であり、環境影響評価に対する意見としては馴染まないと判断した。
- ・ 工事開始後の騒音について
調整結果：北千葉道路自体の工事に起因する騒音や完成後の騒音ではなく、現況道路における工事車両の通行が多くなることによる騒音が心配という意見であった。別添環境影響評価準備書に「北千葉道路自体が発生させる騒音は、保全措置により問題はない」との記載があるため、意見には盛り込まないこととした。
- ・ 車からのごみ捨て行為について
調整結果：車からのゴミ捨ての行為は、問題であることは理解できるが、ドライバーのマナーに関わる事柄であり、環境影響評価に対する意見としては馴染まないと判断した。
- ・ 自然環境保全のために経路の縮小、地下式への変更について
調整結果：経路の縮小は都市計画決定事項のため、環境影響評価に対する意見としては馴染まないと判断した。
- ・ 工事の再検討を強く望む。
調整結果：設計の変更は、都市計画決定事項になるため、環境影響評価に対する意見としては馴染まないと判断した。

別添、「鎌ヶ谷市環境審議会意見（事務局案）」について、会長確認の後、一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）環境影響評価準備書に対する鎌ヶ谷市環境審議会の意見として、鎌ヶ谷市長へ答申することとした。

4 閉会

以上、書面会議の経過を記載し、相違ないこと証するため、次に署名する。

令和2年5月20日

署名人 小高 魁

署名人 野田 正治

(別添)

鎌ヶ谷市環境審議会の意見

環境影響評価準備書では、動植物や生態系の自然環境、大気質や騒音などの生活環境に関わる14項目の環境要素について調査、予測及び評価をしています。全ての項目で必要な環境保全措置の実施は、事業者の実行可能な範囲となっておりますが、今後、予測し得なかった影響が発生した場合も含め、専門家等の指導・助言を得ながら、十分な環境保全措置を行っていただくことを要望いたします。

はじめに、供用後の大気質や騒音について、調査、予測及び評価では、環境基準を下回っているとの見解です。工事期間中の大気質や騒音についても、工事用車両については、計画路線近辺における既存の県道等での予測評価を行っており、工事車両を分散することで、環境要素の負荷低減が図られると評価していますが、工事用車両は極力、事業用地内を利用させていただくよう配慮していただくとともに、工事車両の度重なる通行に伴う既存道路の損傷等、工事用車両の通行に起因して発生する課題への対応については、事業者側による十分な対応を要望いたします。また、高架構造物（橋梁）の継ぎ目は走行による振動・騒音が大きくなる恐れがあるので、極力、段差が生じないように配慮するとともに防音壁を設置する等、適切な維持管理を行っていただくよう、事業者側による十分な配慮をお願いいたします。

鎌ヶ谷市内の北千葉道路の高架構造において、日照障害の予測評価については、昭和51年建設省通達「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用分担について」に基づき行われております。当該通達は、居住を前提とした補償（暖房、照明等）による内容となっております。日照不足に伴う沿道農地の農産物への影響（減収等）には対応できていないものと考えられますが、これが発生した場合の補償に関しても配慮をお願いします。また、高架構造は風向きが変わり、風害を生ずることが懸念されます。近隣の畑にも多大な影響が出る恐れがあることから、風害についても配慮をお願いいたします。

工事の実施や高架構造の道路の存在による、自然環境への影響は少なからずあると考えます。

水文環境では、大津川水路において、三面水路の側壁から水が湧き出ているところを見ることができます。水位の変動の要因（準備書P10.6-2表10.6.1-2及び図10.6.1-1の記載）により、地下水位の変動が見込まれることから、大津川へ流れる栗野地区公園近隣の水路や市制記念公園脇の新鎌ヶ谷東部調整池等でも事後調査を行い、適切な対応をお願いいたします。

生態系については、環境への変化が生じる可能性があるため、事後調査を必ず実施していただくようお願いいたします。重要な猛禽類の生息状況や移植した植物の生育状況を事後調査する他、新鎌ヶ谷地区でもタヌキやキジが生息するなど、市内には貴重な動植物が多く生息していることから、その点に留意していただくようお願いいたします。

環境への影響評価は生態系連鎖の複雑な仕組みから予測どおりにいかないこともありますので、客観的にあらゆる可能性を検討して慎重な対応をお願いいたします。

また、住民の生活環境において、景観も重要な要素の一つです。

鎌ヶ谷市は緑や梨畑の多い景観を有していることから、高架構造は、眺望や快適な住民生活に影響を与えることが予想されます。

景観評価は、本来連続して観る位置の動きで判断する必要がありますので、コンピュータグラフィックスで予測できればいいのですが、準備書 P 10.12.1-33 の写真 10-12.1-1 (6) 主要な眺望景観の変化（新鎌ふれあい公園）（別図 1 参照）からの景観の影響は大きいように思われます。構造物は、一体にグレーではなく、暖色系の淡いグレーまたは緑か青のスリットでトーンを少し変化して水平ラインを強調する（別図 2 参照）と良いのではないかと考えます。周辺の圧迫感の軽減など、デザインに配慮し、そのデザインの決定にあたっては、鎌ヶ谷市を含めた沿線市との調整をお願いいたします。

その他、環境影響評価項目には設定されておりませんが、電波障害について、調査・検討し、必要に応じた対策をお願いいたします。

今後、計画の実施にあたっては、環境影響評価や事後調査の結果を踏まえ、十分な環境保全措置を講じていただくことを意見いたします。

別図 1

写真 10-12. 1-1 (6) 主要な眺望景観の変化 (新鎌ふれあい公園)

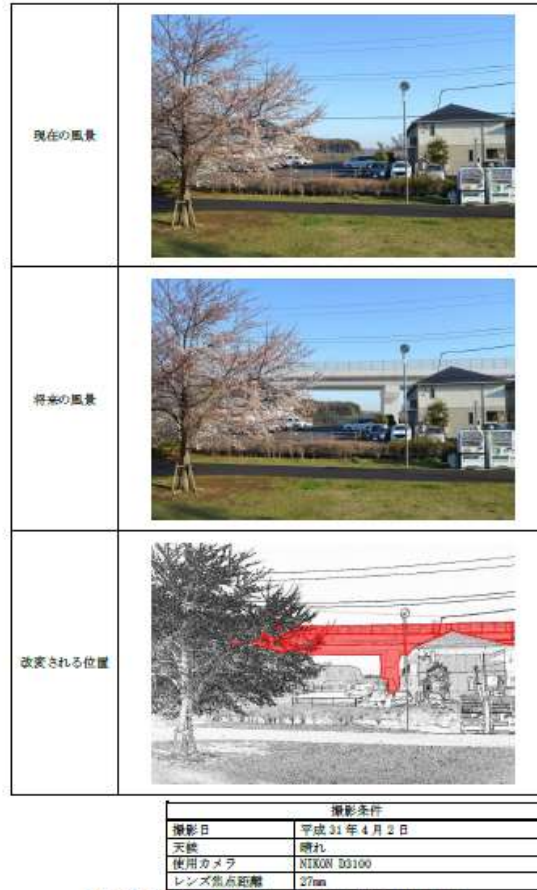
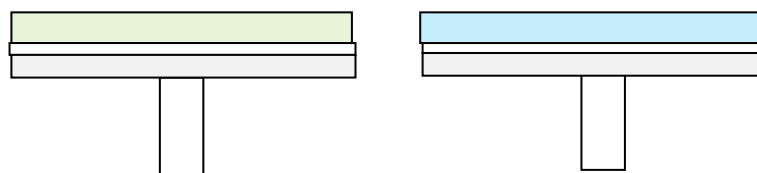


写真 10.12.1-1(6) 主要な眺望景観の変化 (新鎌ふれあい公園)

10.12-33

別図 2

暖色系の淡いグレーまたは緑か青のスリットでトーンを少し変化して水平ラインを強調したもの



(上段の防護柵はメッシュ等存在感が薄いイメージで描いています)